

PM_{2.5} 質量濃度 (自動測定機) 測定サービスのご案内

PM_{2.5}の質量濃度の実態把握のために、最新の自動測定機による測定サービスをご提供いたします。

質量濃度の測定 [等価測定法(自動測定機)]

さまざまなニーズに対応した測定をご提案いたします。

<想定される測定の目的(例)>

- 環境アセスメントのための測定を行いたい。
- 道路沿道の住居付近で測定を行いたい。
- 常時監視測定局の配置を検討したい。
- 常時監視測定局の候補地点で測定してみたい。
- 測定局の設置予定はないが、定期的の実態を把握したい。

※等価測定法(自動測定機)：濾過捕集による質量濃度測定方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
(「微小粒子状物質に係る環境基準について」平成21年9月9日 環境省告示第33号)

PM_{2.5}環境基準設定

環境基準値に対して
現状の濃度は?

測定局の配置を
検討したい

PM_{2.5}の実態把握・常時監視

■自動測定機によるPM_{2.5}質量濃度測定 環境基準に基づく等価測定法に準拠※1

◎使用予定機器

Thermo社製 Model 5030 SHARP Monitor など

◎測定期間

1年間、14日間×4季など

◎他の大気汚染物質との同時測定

SPM、NO₂、SO₂、CO、O_x、気象項目なども
同時に測定可能です。(別途機器設置必要)

<Model 5030 SHARP Monitorとは?>

β線吸収法と光散乱法を複合したハイブリッド式の自動測定機。
光散乱法による相対濃度を、同時に測定したβ線吸収法のデータ
により換算して質量濃度を得る方法です。湿度影響を考慮して、
加熱による除湿が行われます。
環境省が実施予定の等価性評価のための並行試験に参加予定で、
環境省「自治体によるモニタリング施事業」(平成20年度)に
おいて全国20局に導入済みの機器です。

環境基準達成状況の評価

測定局の配置の決定

※1：環境省により認定された自動測定機はまだありません。(2009年10月現在)



Model 5030 SHARP Monitor



検出部とフィルタテープ



ムラタ計測器サービス株式会社

http://www.murata-s.co.jp
E-mail: info@murata-s.co.jp

本社
東京支店

〒245-0052 横浜市戸塚区秋葉町15番
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-5

電話：045-812-1811
電話：03-3512-0192

FAX：045-813-2811
FAX：03-3512-0193